

## 保育料の算定誤りに伴う還付について

### 1 概要

小田原市において、保育料算定方法の一部に誤りがあったことが判明しました。

保育料の算定は、前年度の市町村民税を根拠として行いますが、市町村民税の所得割額の税率は、政令指定都市（8%）と政令指定都市以外の市町村（6%）で異なります。

そのため、政令指定都市に居住されていた方が本市に転入された場合、本市に居住されている方との均衡を図るため、政令指定都市で算出された市町村民税所得割額に調整率を乗じて算定する必要がありますが、この過程で税額控除（寄附金等）の項目についても、この処理を行わなければならないところ適切に行っていなかったことで、過大に保育料が算定されていました。

### 2 対象世帯及び還付金総額

制度が開始された平成30年度から、政令指定都市から本市に転入された方で、寄附金等の税額控除の項目について処理状況を確認いたしましたが、令和3年度から令和7年度において適切に調整がされずに、本来の保育料よりも高い額の保育料を納入していた15世帯、約31万円が対象となります。

### 3 今後の対応

対象となる世帯の皆様へ、謝罪並びに状況説明を行い、還付手続きをご案内し、過大に納入した保育料を速やかに還付いたします。

### 4 再発防止策

保育料の算定方法について、保育課内で研修を実施するなど、根拠となる法令・通知等を確認するよう指導を徹底し、再発の防止に努めてまいります。